

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年12月12日

名古屋税関長 奈良井 功

記

1 被許可者の住所及び名称

静岡県静岡市清水区尾羽471番地1
清水倉庫株式会社

2 保税蔵置場の名称及び所在地

清水倉庫株式会社江尻冷蔵倉庫 保税蔵置場
静岡県静岡市清水区袖師町字飛島1974番地37

3 更新した期間

自 令和8年1月1日
至 令和13年12月31日